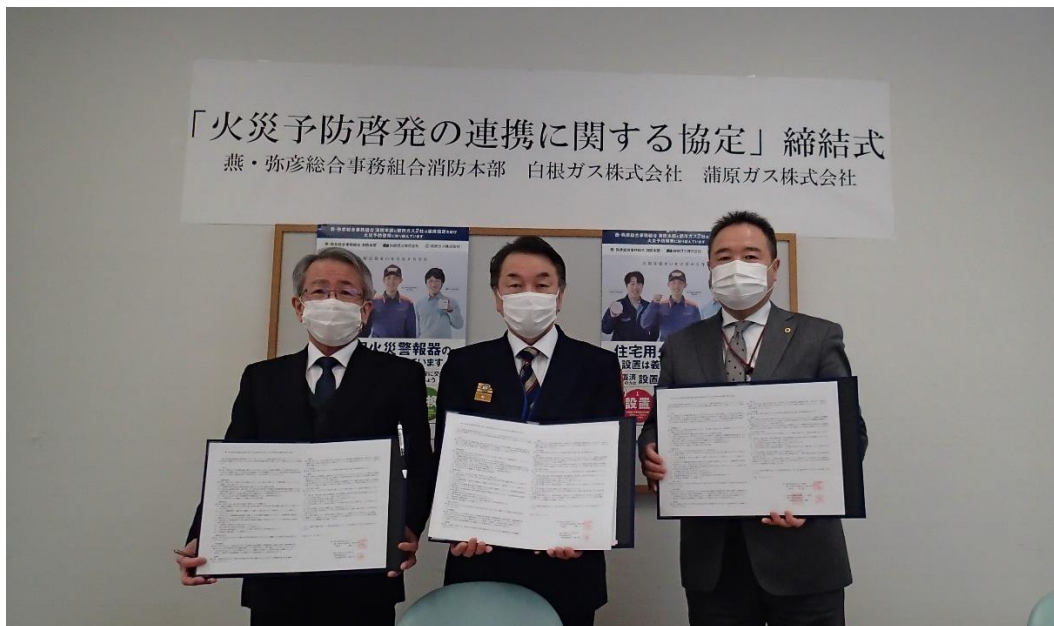


ガス事業者との「火災予防啓発の連携に関する協定」の締結をおこないました。



「火災予防啓発の連携に関する協定」締結式

燕・弥彦総合事務組合消防本部は、令和3年2月4日に、白根ガス株式会社と蒲原ガス株式会社との間に「火災予防啓発の連携に関する協定」の締結をおこないました。

この協定は住宅火災による死者を低減させることを目的とし、ガス事業者2社から、ガス機器の点検・修理等の際、併せて住宅用火災警報器等の普及促進、維持管理状況の確認をおこなっていただくものです。

協定内容

- 1 住宅用火災警報器の普及促進および維持管理を啓発するための広報資料の製作
- 2 広報資料の掲示、配布並びに住宅用火災警報器の設置維持管理状況の確認
- 3 啓発等の実施状況の情報共有
- 4 その他、両者の協議により実施する火災予防広報

燕・弥彦総合事務組合 消防本部と都市ガス2社は連携協定を結び
火災予防啓発に取り組んでいます

燕・弥彦総合事務組合 消防本部 白根ガス株式会社 蒲原ガス株式会社

大切な住まいを火災から守る

白根ガス株式会社 燕・弥彦総合事務組合 消防本部 蒲原ガス株式会社

**住宅用火災警報器の
設置は義務化されています**

設置済 設置から**10年**を目安に交換を
の方は しましょう

3つのポイント

- 1 **設置**
住宅用火災警報器の設置は
義務化により義務化
されています
- 2 **点検**
住宅用火災警報器の点検は
毎年1回、点検は毎年
1回です
- 3 **交換**
住宅用火災警報器は
設置からおよそ10年が
交換時期です

詳しくは燕・弥彦総合事務組合 消防本部Webサイトへ